

証券コード 6199

2025年11月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

株 式 会 社 セ ラ ク

代 表 取 締 役 宮 崎 龍 己

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.seraku.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セラク」又は「コード」に当社証券コード「6199」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご確認いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年11月20日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンференスセンター
末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
すようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出ください。

日 時

2025年11月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示のうえ、切手を貼ら
ずにご投函ください。

行使期限

2025年11月20日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年11月20日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2025年11月20日（木曜日）

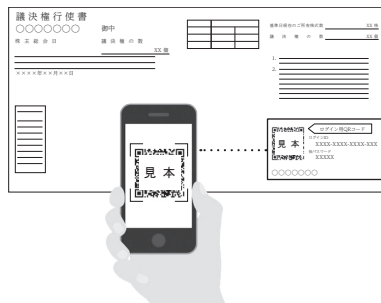
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載
された「ログインID・仮パ
スワード」を入力しクリック
してください。

The screenshot shows the login interface for MUFG's shareholder meeting system. It includes fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), both with input masks. There are buttons for 'ログイン' (Login) and 'パスワード変更' (Change Password). Below the login fields, there is a section for 'ログインIDの発行申請' (Login ID application) with a '発行申請' button. The page also contains various notices and contact information for the securities agent.

「ログイン
ID・仮パ
スワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

3 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧米における金融引締め長期化や、中国経済の減速、中東地域の地政学的リスクなど、海外情勢の影響により先行き不透明な状況が続きました。一方で、雇用・所得環境の改善や政府による経済政策の効果等もあり、景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展・普及を背景に、企業の業務効率化や競争力強化を目的としたIT・DX関連投資は引き続き堅調に推移いたしました。特に、クラウドを活用したシステムインテグレーションやシステム運用・保守サービスに対する需要は拡大しており、最適なITインフラが経営戦略を支える重要な基盤となっています。他方で、国内のIT人材不足は依然として大きな課題であり、先端技術に対応できるエンジニアの育成・確保が求められております。

当社グループでは、質の高いITエンジニアの採用・育成を積極的に推進するとともに、ビジネスパートナーリソースの活用を通じて幅広いITサービスの提供を行いました。また、エンジニアのスキル向上やDXシフトを進め、IT・DX領域の社会実装を支える「デジタルインテグレーター」としての事業基盤の整備を進めてまいりました。

これらの結果、当社グループの売上高は24,776,494千円（前連結会計年度比11.5%増）、営業利益は2,550,693千円（前連結会計年度比12.2%増）、経常利益は2,599,037千円（前連結会計年度比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,709,688千円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

また、事業分野別のセグメント概況は、以下のとおりであります。

① デジタルインテグレーション事業

デジタルインテグレーション事業において、SI領域ではITインフラソリューションとしてITシステムの構築・運用・保守を手掛けております。また、DX領域ではIoTクラウドサポートセンターにおける24時間365日体制でのクラ

ウドインフラやIoTサービスの運用の提供、顧客管理・営業管理システム「Salesforce」や統合人事システム「COMPANY」を中心とするクラウドシステムの導入・運用・定着化支援を手掛けるほか、法人向けChatGPT導入・活用支援サービス「NewtonX」を取り扱っております。

当連結会計年度においては、ITシステムの構築運用、クラウド基盤への移行や24時間365日対応のマネージドサービスを中心とした底堅いIT投資需要のもと、更なる取引拡大に取り組みました。また、データ分析やデジタルマーケティングに対応できるエンジニアを育成し、サービスの拡充と付加価値向上に努めました。

これらの結果、当セグメントの売上高は23,881,016千円（前連結会計年度比11.9%増）、セグメント利益は2,611,933千円（前連結会計年度比12.6%増）となりました。

② みどりクラウド事業

みどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、引き続きソリューションサービスの受注拡大に注力いたしました。また、2023年3月にリリースした青果流通の現場にバーコードやクラウドシステムなどを用いたデジタル技術を導入する「みどりクラウドらくらく出荷」の拡販等、将来の事業拡大に向けた先行投資を行っております。農産物の集出荷業務に関しては、多くの農業者や出荷団体で同じ課題を抱えており、今後は全国のJAに向けた拡販を行ってまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は235,062千円（前連結会計年度比1.3%減）、セグメント損失は118,810千円（前連結会計年度はセグメント損失109,172千円）となりました。

③ 機械設計エンジニアリング事業

機械設計エンジニアリング事業においては、連結子会社である株式会社セラクビジネスソリューションズでの3DCAD分野の技術、実験や性能検査などの品質管理に関わる技術、通信建設及び情報通信に関する技術を提供しております。

当連結会計年度においては、研修環境を拡充し、エンジニアの採用・育成に注力いたしました。安定した稼働率や新しい技術領域での案件獲得が図ら

れたことにより、堅調に推移いたしました。引き続き各領域での案件獲得が期待され、教育によるエンジニアの付加価値向上や地理的展開を図りつつ、企業規模を拡大させてまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は786,190千円（前連結会計年度比5.5%増）、セグメント利益は37,018千円（前連結会計年度比17.5%減）となりました。

事業別売上高

事業別	第37期		第38期 (当連結会計年度)		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
デジタルインテグレーション事業	21,342,828	95.6	23,881,016	95.9	11.9
みどりクラウド事業	238,238	1.1	235,062	0.9	△1.3
機械設計エンジニアリング事業	745,038	3.3	786,190	3.2	5.5
調 整 額	△104,510	—	△125,774	—	—
計	22,221,595	100.0	24,776,494	100.0	11.5

（注） 部門間取引については、相殺消去しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額677,144千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、神奈川県西湘地域の「バイタルビレッジ（研修施設）予定地」購入額613,061千円が含まれております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 2022年8月期	第36期 2023年8月期	第37期 2024年8月期	第38期 (当連結会計年度) 2025年8月期
売 上 高 (千円)	17,859,101	20,858,857	22,221,595	24,776,494
経 常 利 益 (千円)	1,434,021	2,156,500	2,317,709	2,599,037
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	966,159	1,472,452	1,575,719	1,709,688
1株当たり当期純利益 (円)	69.36	105.35	114.24	127.16
総 資 産 (千円)	9,620,428	11,253,664	12,052,121	13,324,336
純 資 産 (千円)	5,519,152	6,904,217	7,762,614	8,902,774
1株当たり純資産額 (円)	395.18	490.98	572.00	668.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 2022年8月期	第36期 2023年8月期	第37期 2024年8月期	第38期 (当事業年度) 2025年8月期
売 上 高 (千円)	17,323,361	18,717,691	18,962,113	20,485,079
経 常 利 益 (千円)	1,443,406	1,872,555	1,945,341	2,171,554
当 期 純 利 益 (千円)	968,717	1,250,425	1,327,515	1,406,389
1株当たり当期純利益 (円)	69.54	89.46	96.24	104.60
総 資 産 (千円)	9,581,078	10,699,599	11,187,590	12,226,432
純 資 産 (千円)	5,548,676	6,710,966	7,322,341	8,157,649
1株当たり純資産額 (円)	397.29	477.16	539.43	612.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社セラクビジネスソリューションズ	100,000千円	100.0%	機械設計受託業務、3DCAD教育・機械製図教育、機械設計技術者派遣
株式会社セラクCCC	100,000千円	100.0%	クラウドシステムの運用・定着化支援事業などのIT関連事業
AND Think株式会社	20,000千円	100.0%	ITソフトウェア受託開発事業、その他IT関連事業

(6) 対処すべき課題

現在のわが国経済は、欧米における金融引締め長期化や、中国経済の減速、中東地域の地政学的リスクなど、海外情勢の影響により先行き不透明な状況が続きました。一方で、雇用・所得環境の改善や政府による経済政策の効果等もあり、景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展・普及を背景に、企業の業務効率化や競争力強化を目的としたIT・DX関連投資は引き続き堅調に推移いたしました。特に、クラウドを活用したシステムインテグレーションやシステム運用・保守サービスに対する需要は拡大しており、最適なITインフラが経営戦略を支える重要な基盤となっています。他方で、国内のIT人材不足は依然として大きな課題であり、先端技術に対応できるエンジニアの育成・確保が求められています。

当社グループでは、質の高いITエンジニアの採用・育成を積極的に推進するとともに、ビジネスパートナーリソースの活用を通じて幅広いITサービスの提供を行いました。また、エンジニアのスキル向上やDXシフトを進め、IT・DX領域の社会実装を支える「デジタルインテグレーター」としての事業基盤の整備を進めてまいりました。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

① 優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後の技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社グループでは、現在の採用活動及び研修制度をさらに発展させ、素養の高い人材の採用強化を図るとともに、高難度のIT技術研修を実施することで、質の高いサービス提供の実現に取り組んでまいります。

② 大規模プロジェクトを取りまとめるプロジェクトマネジャー（PM）の育成

高付加価値の大規模プロジェクトをより多く受注し、また受注したプロジェクトをビジネスパートナーを活用しつつ円滑に進行するためには多数のプロジェクトマネジャーの確保が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、プロジェクトマネジャーを育成するための研修制度を整備し、高付加価値の大規模プロジェクトをより多く受注できる体制構築に取り組んでまいります。

③ 営業の強化

エンジニアのキャリアアップを実現するためには大規模プロジェクトを受注するための営業力や、みどりクラウドやSalesforceをはじめとする先端DXソリューションを顧客に提案する営業力などが必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備や多様な営業手法の導入を行ってまいります。また、営業体制を拡大することや顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の連携強化についても取り組んでまいります。

④ 新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

農業IoT分野の「みどりクラウド」、AI分野の「NewtonX」をさらに拡大させるとともに、引き続き社会経済のニーズを捉えた新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

⑤ 企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の一つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

（イ）企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、

リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(ロ)企業モラルの堅持

当社は、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001（ISMS）、プライバシーマークを取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

事業	主要サービス
デジタルインテグレーション事業	ITインフラ、クラウドテクノロジー、デジタルクリエイティブ、WEB運営、WEBシステム開発等、Salesforceなどの定着化を支援するカスタマーサクセスソリューション、クラウドシステムの構築や運用、サイバーセキュリティ、IoT・AIを用いたデータサイエンス等
みどりクラウド事業	ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービス等
機械設計エンジニアリング事業	3DCAD分野の技術提供、機械・金型など受託設計のサービス提供等

(8) 主要な事業所（2025年8月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
札幌支社	北海道札幌市中央区北一条西五丁目2番9号
横浜支社	神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
大阪支社	大阪府大阪市西区靱本町一丁目11番7号
福岡支社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(9) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
3,276名	31.7歳	5.0年

（注）使用人数は、就業従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2025年 8 月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	27,798千円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年 8 月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 49,376,000株

(2) 発行済株式の総数 13,680,900株

(注)発行済株式の総数は、新株予約権の権利行使により2,600株増加、自己株式の消却により155,000株減少した結果、前期末と比べて152,400株減少しております。

(3) 株 主 数 4,242名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 崎 龍 己	4,774,900株	35.73%
宮 崎 浩 美	1,109,400株	8.30%
株 式 会 社 宮 崎	952,000株	7.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	768,200株	5.75%
株 式 会 社 ミ ヤ ザ キ	714,000株	5.34%
特 定 有 価 証 券 信 託 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	576,000株	4.31%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	200,900株	1.50%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 4 4	200,000株	1.50%
セ ラ ク 従 業 員 持 株 会	187,900株	1.41%
CACEIS BK ES IICS CLIENTS	169,800株	1.27%

(注) 持株比率は、自己株式 (317,970株) を控除して計算しております。

なお、「株式付与 ESOP信託口」が保有する100,000株は、自己株式に含めず計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年2月15日
新株予約権の数	67個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,700株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 910円 (1株当たり 9.1円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 69,000円 (1株当たり 690円)
新株予約権の行使期間	2020年3月1日 ～2026年2月28日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	67個 (1名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	67個 (1名)
うち監査役	—

	第 7 回新株予約権
発行決議の日	2020年 8 月 6 日
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個当たり 100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権 1 個当たり 1,331円 (1 株当たり 13.31円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1 個当たり 118,800円 (1 株当たり 1,188円)
新株予約権の行使期間	2022年 9 月 1 日 ～2028年 8 月 31 日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	600個 (3 名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	600個 (3 名)
うち監査役	—

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮 崎 龍 己	株式会社セラクCCC 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役 株式会社ミヤザキ 代表取締役
専務取締役	宮 崎 浩 美	営業本部長 株式会社セラクビジネスソリューションズ 代表取締役 株式会社セラクCCC 取締役
常務取締役	小 関 智 春	経営管理本部長 株式会社セラクビジネスソリューションズ 取締役 株式会社セラクCCC 取締役
取締役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士 森ヒルズリート投資法人 監督役員 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外取締役
取締役	山 崎 直 昭	
常勤監査役	吉 本 寿 樹	株式会社セラクビジネスソリューションズ 監査役 株式会社セラクCCC 監査役 AND Think株式会社 監査役
監査役	芹 沢 俊太郎	みさき監査法人 統括代表社員 TRAD税理士法人 代表社員 株式会社イー・ロジット 社外監査役 ユミルリンク株式会社 社外監査役
監査役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 所長 コンフィアンサ税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役西村光治氏及び山崎直昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西村光治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
4. 取締役山崎直昭氏は、金融から一般事業法人に至るまで複数の企業経営に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
5. 監査役芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役勝呂和之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社では、業務執行の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、2025年8月31日現在の執行役員は、宮崎浩美氏、小関智春氏、米谷信吾氏の3名で構成されております。
8. 取締役西村光治氏及び山崎直昭氏、監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) ②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針に係る事項

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しており、報酬等はその役位、職責、在任年数等を基準とし決定いたします。

また、株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において決定し、取締役の報酬等の額については、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。また、当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は7名であり、対象となる監査役の員数は3名であります。なお、2015年11月26日の定時株主総会決議により、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額	取締役	240,000千円
(1事業年度)	監査役	20,000千円

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に係る事項

当社は、各取締役を支給する基本報酬の額並びに賞与の個人別の業績評価及び額については、取締役会決議内容に基づき代表取締役宮崎龍己にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することを基本方針としております。

なお、非金銭報酬等として職務遂行及び業績向上に対する士気を高め、株式価値向上に資するインセンティブ（業績連動報酬）としてのストックオプションの付与を行います。

個別報酬額については、上記方針に基づき、代表取締役宮崎龍己に一任する旨を取締役会で決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役の協議により決定しております。

固定報酬：業績並びに各人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

該当する事項はありません。

⑤ 非金銭報酬に関する事項

該当する事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	81,036	81,036	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,926	8,926	—	—	1
社外取締役	7,600	7,600	—	—	2
社外監査役	7,000	7,000	—	—	2
合 計	104,562	104,562	—	—	8

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 森ヒルズリート投資法人 株式会社プラスアルファ・コンサル ディング	弁護士 監督役員 社外取締役
取締役	山 崎 直 昭	兼務する法人等はありません	
監 査 役	芹 沢 俊 太 郎	みさき監査法人 TRAD税理士法人 株式会社イー・ロジット ユミルリンク株式会社	統括代表社員 代表社員 社外監査役 社外監査役
監 査 役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 コンフィアンサ税理士法人	所長 代表社員

(注) 兼職する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西 村 光 治	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	山 崎 直 昭	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に経験豊富な経営者としての見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	芹 沢 俊 太 郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に会計士としての見地から適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また、監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。
監査役	勝 呂 和 之	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての見地から適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- ② 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- ③ 当社グループは、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。
- ④ 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- ⑤ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
- ② 職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
- ② 子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。
- ③ 子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表若しくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
- ④ 子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
- ⑤ 子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

(8) 監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

(9) 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

(イ) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項

(ロ) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ) 重要な訴訟・係争事項

(ニ) 社内規程の違反で重大な事項

(ホ) その他、上記に準じる事項

- ② 当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

- ③ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。

(10) 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(11) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- ② 監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- ③ 監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- ⑤ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
- ⑥ 取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
- ⑦ 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ⑧ 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ⑨ 取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑩ 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率性にも着目し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,911,126	流 動 負 債	4,283,083
現金及び預金	7,765,946	買 掛 金	332,631
売掛金及び契約資産	2,835,099	1年内返済予定の長期借入金	27,798
仕 掛 品	38,026	未 払 金	1,484,676
原 材 料	57,629	未 払 法 人 税 等	543,327
そ の 他	216,664	未 払 消 費 税 等	384,360
貸 倒 引 当 金	△2,239	賞 与 引 当 金	1,157,787
固 定 資 産	2,413,210	受 注 損 失 引 当 金	1,539
有 形 固 定 資 産	879,100	そ の 他	350,961
建 物	218,201	固 定 負 債	138,479
工具、器具及び備品	45,822	退職給付に係る負債	79,720
土 地	613,061	株 式 給 付 引 当 金	55,525
そ の 他	2,015	そ の 他	3,233
無 形 固 定 資 産	101,032	負 債 合 計	4,421,562
の れ ん	99,103	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	121	株 主 資 本	8,866,675
そ の 他	1,807	資 本 金	312,433
投資その他の資産	1,433,077	資 本 剰 余 金	224,583
投資有価証券	3,496	利 益 剰 余 金	8,912,336
繰延税金資産	536,015	自 己 株 式	△582,678
敷金及び保証金	337,449	その他の包括利益累計額	4,027
保 険 積 立 金	546,696	退職給付に係る調整累計額	4,027
そ の 他	13,532	新 株 予 約 権	32,072
貸 倒 引 当 金	△4,113	純 資 産 合 計	8,902,774
資 産 合 計	13,324,336	負債・純資産合計	13,324,336

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,776,494
売 上 原 価		18,320,293
売 上 総 利 益		6,456,200
販売費及び一般管理費		3,905,507
営 業 利 益		2,550,693
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,384	
保険解約返戻金	5,216	
不動産賃貸料	1,682	
補助金収入	32,798	
その他	2,052	51,134
営 業 外 費 用		
支払利息	425	
支払手数料	2,358	
その他	7	2,791
経 常 利 益		2,599,037
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	2,262	2,262
特 別 損 失		
固定資産除却損	215	215
税金等調整前当期純利益		2,601,084
法人税、住民税及び事業税	895,789	
法人税等調整額	△4,394	891,395
当 期 純 利 益		1,709,688
親会社株主に帰属する当期純利益		1,709,688

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	311,269	309,835	7,482,934	△374,518	7,729,520
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,164	1,164			2,328
剰 余 金 の 配 当			△175,727		△175,727
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,709,688		1,709,688
自 己 株 式 の 取 得				△399,135	△399,135
自 己 株 式 の 処 分		23,700		△23,700	—
自 己 株 式 の 消 却		△214,675		214,675	—
利 益 剰 余 金 から 資本剰余金への振替		104,558	△104,558		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,164	△85,252	1,429,402	△208,160	1,137,154
当 期 末 残 高	312,433	224,583	8,912,336	△582,678	8,866,675

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,474	2,474	30,619	7,762,614
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			△460	1,868
剰 余 金 の 配 当				△175,727
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				1,709,688
自 己 株 式 の 取 得				△399,135
自 己 株 式 の 処 分				—
自 己 株 式 の 消 却				—
利 益 剰 余 金 から 資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,552	1,552	1,912	3,465
当 期 変 動 額 合 計	1,552	1,552	1,452	1,140,159
当 期 末 残 高	4,027	4,027	32,072	8,902,774

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称 株式会社セラクビジネスソリューションズ
株式会社セラク C C C
AND T h i n k 株式会社

連結子会社であった株式会社マインドは、2025年5月1日付で株式会社セラク C C C を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………個別法による原価法 (収益性の低下による簿価
切下げの方法)

原 材 料……………総平均法による原価法 (収益性の低下による簿
価切下げの方法)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産……………定率法（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8～18年
工具、器具及び備品		4～15年

b. 無形固定資産……………定額法（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

c. 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

d. 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b. ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

c. みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断して

いますが、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産(純額)	536,015

繰延税金負債と相殺前の金額は536,015千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回

収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、当社の期末における将来減算一時差異の解消見込時期であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、将来の課税所得や将来減算一時差異の解消見込時期の見積りが予想と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類について重要な影響を与える可能性があります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高のうち、当連結会計年度末に進行中の案件に係る売上高 86,447千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握

することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

266,842千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式数（株）	13,833,300	2,600	155,000	13,680,900

(注) 当連結会計年度中の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

当連結会計年度中の減少株式数は、株式消却を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式数（株）	315,770	357,200	255,000	417,970

(注) 当連結会計年度中の自己株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得による増加257,200株、株式給付信託の取得による増加100,000株によるものであります。

当連結会計年度中の自己株式の減少株式数は、株式消却による減少155,000株、株式給付信託への処分による減少100,000株によるものであります。

期末自己株式数には、「株式付与 ESOP信託口」が保有する当社株式が含まれております。

株式給付信託の取得による増加および株式給付信託への処分による減少は、連結株主資本等変動計算書の自己株式の処分に含まれています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月22日 定時株主総会	普通株式	175,727千円	13円00銭	2024年8月31日	2024年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年11月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	176,390千円	13円20銭	2025年8月31日	2025年11月25日

(4) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 318,900株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10か月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握し、その保有状況を継続的に見直しております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	27,798	27,798	—
負債計	27,798	27,798	—

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	3,496

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,764,654	—	—	—
売掛金	2,726,229	—	—	—
合計	10,490,883	—	—	—

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定 を含む)	27,798	—	—	—	—	—
合計	27,798	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	27,798	—	27,798

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	計		
売上高						
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	21,632,785	154,604	660,416	22,447,805	—	22,447,805
一時点で移転される財又はサービス	2,248,230	80,458	—	2,328,688	—	2,328,688
顧客との契約から生じる収益	23,881,016	235,062	660,416	24,776,494	—	24,776,494
外部顧客への売上高	23,881,016	235,062	660,416	24,776,494	—	24,776,494

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	2,639,142	2,726,229
契約資産	101,745	108,869
契約負債	40,167	58,175

契約資産は、顧客との財又は役務提供による契約について、期末日時点で未請求の対価に対する当社及び連結子会社に関するものであり、成果物の納品又は検収に伴い対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無い場合、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 668円83銭

1株当たり当期純利益 127円16銭

ESOP信託口が保有する自己株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,511,369	流 動 負 債	3,925,545
現 金 及 び 預 金	6,425,106	買 掛 金	299,922
売掛金及び契約資産	2,359,916	1年内返済予定の長期借入金	27,798
仕 掛 品	35,144	未 払 金	1,357,744
原 材 料	57,629	未 払 費 用	223,500
前 払 費 用	193,396	未 払 法 人 税 等	479,704
未 収 入 金	432,713	未 払 消 費 税 等	298,637
そ の 他	9,556	預 り 金	74,755
貸 倒 引 当 金	△2,093	賞 与 引 当 金	1,105,009
固 定 資 産	2,715,062	受 注 損 失 引 当 金	1,539
有 形 固 定 資 産	874,511	そ の 他	56,934
建 物	214,196	固 定 負 債	143,237
工具、器具及び備品	45,237	退 職 給 付 引 当 金	84,478
土 地	613,061	株 式 給 付 引 当 金	55,525
そ の 他	2,015	そ の 他	3,233
無 形 固 定 資 産	1,587	負 債 合 計	4,068,783
電 話 加 入 権	1,587	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,838,963	株 主 資 本	8,125,576
投資有価証券	3,496	資 本 金	312,433
関係会社株式	506,729	資 本 剰 余 金	224,583
繰延税金資産	447,117	資 本 準 備 金	224,583
敷金及び保証金	329,104	その他資本剰余金	—
保 険 積 立 金	543,096	利 益 剰 余 金	8,171,238
貸 倒 引 当 金	△4,113	利 益 準 備 金	11,290
そ の 他	13,532	その他利益剰余金	8,159,948
資 産 合 計	12,226,432	別 途 積 立 金	31,700
		繰越利益剰余金	8,128,248
		自 己 株 式	△582,678
		新 株 予 約 権	32,072
		純 資 産 合 計	8,157,649
		負債・純資産合計	12,226,432

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,485,079
売 上 原 価		15,290,198
売 上 総 利 益		5,194,881
販売費及び一般管理費		3,396,205
営 業 利 益		1,798,675
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	7,791	
不 動 産 賃 貸 料	1,682	
補 助 金 収 入	32,798	
業 務 受 託 料	296,383	
そ の 他	36,917	375,572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	334	
支 払 手 数 料	2,358	2,693
経 常 利 益		2,171,554
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	2,262	2,262
特 別 損 失		
固定資産除却損	215	215
税引前当期純利益		2,173,601
法人税、住民税及び事業税	762,957	
法 人 税 等 調 整 額	4,254	767,212
当 期 純 利 益		1,406,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	311,269	223,419	86,416	309,835	11,290
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,164	1,164		1,164	
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			23,700	23,700	
自己株式の消却			△214,675	△214,675	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			104,558	104,558	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,164	1,164	△86,416	△85,252	—
当 期 末 残 高	312,433	224,583	—	224,583	11,290

	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	利 益 剰 余 金			自己 株式	株主資本 合計		
	その他利益剰余金		利益剰余 金 合計				
	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	31,700	7,002,145	7,045,136	△374,518	7,291,721	30,619	7,322,341
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行					2,328	△460	1,868
剰 余 金 の 配 当		△175,727	△175,727		△175,727		△175,727
当 期 純 利 益		1,406,389	1,406,389		1,406,389		1,406,389
自己株式の取得				△399,135	△399,135		△399,135
自己株式の処分				△23,700	－		－
自己株式の消却				214,675	－		－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		△104,558	△104,558				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						1,912	1,912
当 期 変 動 額 合 計	－	1,126,102	1,126,102	△208,160	833,855	1,452	835,307
当 期 末 残 高	31,700	8,128,248	8,171,238	△582,678	8,125,576	32,072	8,157,649

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子 会 社 株 式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券 …………… 市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 …………… 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価
切下げの方法)

原 材 料 …………… 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿
価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 …………… 定率法 (リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日
以後に取得した建物附属設備及び構築物につい
ては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無 形 固 定 資 産 …………… 定額法 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間 (5年)に基づいており
ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌事業年度に費用処理しております。
- ④ 受注損失引当金 …………… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当会計年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 …………… 株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b. ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

c. みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡し完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しています。これによる計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「前受金」55,719千円は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産(純額)	447,117

繰延税金負債と相殺前の金額は447,117千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表(4. 会計上の見積りに関する注記)」と同一であるため、記載を省略しております。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高のうち、当事業年度末に進行中の案件に係る売上高 84,650千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準第96項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	262,139千円
--------------------	-----------

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	432,519千円
短期金銭債務	18,220千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用	242,017千円
営業取引以外の取引による取引高	332,069千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式数（株）	13,833,300	2,600	155,000	13,680,900

（注）当連結会計年度中の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

当連結会計年度中の減少株式数は、株式消却を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式数（株）	315,770	357,200	255,000	417,970

（注）当連結会計年度中の自己株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得による増加257,200株、株式給付信託の取得による増加100,000株によるものであります。

当連結会計年度中の自己株式の減少株式数は、株式消却による減少155,000株、株式給付信託への処分による減少100,000株によるものであります。

期末自己株式数には、「株式付与 ESOP信託口」が保有する当社株式が含まれております。

株式給付信託の取得による増加および株式給付信託への処分による減少は、株主資本等変動計算書の自己株式の処分に含まれています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月22日 定時株主総会	普通株式	175,727千円	13円00銭	2024年8月31日	2024年11月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年11月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	176,390千円	13円20銭	2025年8月31日	2025年11月25日

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 318,900株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、未払事業税等の否認等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

株式会社セラクビジネスソリューションズ及び株式会社セラクCCCについて「役員及び個人主要株主等」に記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者と の関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	株式会社セラクビネソリューションズ	(所有) 直接 100.0	役員 の 兼任	業務受託料 の受取 (注1)	18,720	未収入金	5,887
			業務 の 委託	外注費の支 払 (注1)	81,443	買掛金	7,249
			業務 の 委託	業務委託料 の支払 (注1)	44,330	未払金	4,739
	株式会社セラクCCC	(所有) 直接 100.0	役員 の 兼任 業務 の 受託	業務受託料 の受取 (注1)	288,391	未収入金	60,413
						売掛金	492
			当社従 業員の 出向	出向者人件 費等の受取 (注1)	2,183,780	未収入金	365,726
			業務 の 委託	外注費の支 払 (注1)	12,755	買掛金	132
			業務 の 委託	システム開 発に関する 委託 (注1)	63,505	未払金	3,679
役員	宮崎龍己	(被所有) 直接 35.7	代表取 締役	自己株式の 取得 (注2)	170,634	—	—
	宮崎浩美	(被所有) 直接 8.3	専務取 締役	自己株式の 取得 (注2)	29,358	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務内容及び発生コスト等を勘案し、決定しております。
2. 自己株式の取得は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引金額は取引前日の株価終値によるものであります。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表（9. 収益認識に関する注記）」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	612円65銭
-----------	---------

1株当たり当期純利益	104円60銭
------------	---------

ESOP信託口が保有する自己株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 清 野 竜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セラクの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 野 竜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セラクの2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株式会社セラク 監査役会

常勤監査役	吉 本 寿 樹	㊞
社外監査役	芹 沢 俊太郎	㊞
社外監査役	勝 呂 和 之	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いる一方、株主の皆様に対する利益還元も考慮して、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金13円20銭

総額 176,390,676円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 の 数
1	みやざき たつみ 宮 崎 龍 己 (1957年2月26日生)	1980年4月 株式会社マーク入社 1981年12月 米国クイーンズ大学 留学 1984年2月 株式会社マーク復職 1987年12月 当社設立、代表取締役（現任） (主要な兼職) 株式会社セラクCCC 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役 株式会社ミヤザキ 代表取締役	4,774,900株
2	みやざき ひろみ 宮 崎 浩 美 (1962年6月5日生)	1987年4月 東ソー株式会社入社 1994年8月 当社入社 1994年10月 当社取締役 2007年1月 当社専務取締役 2013年1月 当社専務取締役 2014年10月 当社専務取締役執行役員経営管理本部長 2016年9月 当社専務取締役執行役員ITビジネスイノベーション本部長 2019年9月 当社専務取締役執行役員デジタルトランスフォーメーション本部長 2020年9月 当社専務取締役執行役員システムインテグレーション本部長 2023年3月 当社専務取締役執行役員営業本部長 2025年9月 当社専務取締役上席執行役員（現任） (主要な兼職) 株式会社セラクビジネスソリューションズ 取締役 株式会社セラクCCC 取締役	1,109,400株
3	こぜき ともはる 小 関 智 春 (1975年6月24日生)	1999年4月 株式会社グローアップ入社 2000年3月 当社入社 2003年4月 当社ネットワークソリューション事業部長 2007年7月 当社取締役 2014年10月 当社取締役執行役員技術本部長 2016年9月 当社取締役執行役員経営管理本部長 2020年9月 当社専務取締役執行役員経営管理本部長 2025年9月 当社専務取締役上席執行役員（現任） (主要な兼職) 株式会社セラクビジネスソリューションズ代表取締役 株式会社セラクCCC 取締役	52,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	にしむら こうじ 西 村 光 治 (1965年10月6日生)	1992年4月 弁護士登録 東京弁護士会 入会 弁護士法人 松尾綜合法律事務所入所 (現任) 2007年6月 日本バーカライジング株式会社 監査役 2014年12月 当社社外取締役 (現任) 2015年3月 カンロ株式会社 社外監査役 2015年6月 日本バーカライジング株式会社 社外取締役 2017年4月 森ヒルズリート投資法人 監督役員 (現任) 2020年10月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外 取締役 (現任) (主要な兼職) 弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士 森ヒルズリート投資法人 監督役員 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外 取締役	—
5	みうら まさる 三 浦 太 (1961年8月7日生)	1986年10月 監査法人中央会計事務所入所 1991年8月 公認会計士登録 2007年8月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2010年8月 同法人 シニアパートナー 2011年7月 一般社団法人日本ベンチャー学会 理事 2014年3月 上場会社役員ガバナンスフォーラム 代表幹事 (現 任) 2021年12月 一般社団法人日本IPO実務検定協会 試験委員長 (現任) 2024年2月 M'sGAパートナーズ事務所 代表 (現任) 2024年5月 株式会社魚金 社外取締役 (現任) 2024年6月 株式会社MetaMoJi 社外取締役 (現任) 2024年9月 株式会社リップス 監査役 (現任) 2025年1月 一般財団法人会計教育研修機構 シニアフェロー (現任) 2025年4月 国立競技場運営事業等モニタリング有識者委員会 委員 (現任) 2025年6月 日本公認会計士協会東京会 副会長 (現任) 2025年7月 日本公認会計士協会本部 理事 (現任) (主要な兼職) M'sGAパートナーズ事務所 代表 (現任) 株式会社リップス 監査役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮崎龍己氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 西村光治氏及び三浦太氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 西村光治氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 会社法務等の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与されることが期待され、社外取締役候補者として適任であると考えております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年11ヶ月となります。
5. 三浦太氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 公認会計士として財務報告の信頼性確保、内部統制・リスク管理、コンプライアンス等の分野で高い専門性と豊富な経験を有しており、当社の取締役会における経営監督機能の一層の強化に資すると判断したためであります。独立性についても当社の基準に照らし重要な利害関係は認められず、独立社外取締役として適任であると考え

えております。

6. 西村光治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、取締役として再任が承認された場合には引き続き独立役員として指定し同取引所に届出を行う予定であります。また、三浦太氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、新たに取締役として選任が承認された場合には独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
7. 当社と西村光治氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。同氏再任が承認された場合は、締結済契約の継続をおこないます。また、三浦太氏は新たに取締役として選任が承認された場合には同内容での責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



- 交通 「西新宿駅」 1 番出口より徒歩 3 分（丸ノ内線）
 - 「都庁前駅」 E 5 出口より徒歩 6 分（大江戸線）
 - 「新宿西口駅」 D 4 出口より徒歩 11 分（大江戸線）
 - 「新宿駅」 西口より徒歩 15 分（JR 線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）